

# ホームページ運用管理細則

## 第1章 総則

第1条（目的） 本細則は、幸手東武団地自治会（以下「自治会」）の会則第73条にもとづいて、ホームページを活用し自治会活動等に関する情報等を会員に提供するために、そのホームページの運用・管理について必要な事項を定める。

## 第2章 運用管理

第2条（管理の責任） ホームページの管理を適切に行うため、ホームページ管理責任者は（以下「管理責任者」）会長とし、役員会の全員がその運用管理について協力を行う。

第3条（運用の責任） 管理責任者は、実際の運用および管理を適切に行うため、ホームページ運用管理責任者（以下「運用管理責任者」）として、事務局長に次により、その任を当たらせる。

1 運用管理責任者の担当する範囲は次の通りとする。

- ① ホームページの運用管理に関すること。
- ② ホームページの掲載内容に関すること。
- ③ セキュリティに関すること。
- ④ 人権尊重および個人情報の保護に関すること。
- ⑤ 電子メールによる会員との情報交流における調整に関すること。
- ⑥ ホームページにおけるその他の問題解決に関すること。

第4条（情報発信の責任） 運用管理責任者の統括のもと、ホームページの情報を適切に発信するためホームページ情報発信管理者（以下「発信管理者」）として広報部長がその任を負い、広報部長の統括のもと、ホームページ専門部員（会則第54条から56条に準ずる）が具体的な作業等を行う。また、必要により下記第6条に基づき、信頼のおける個人又はホームページの画面制作会社等に業務の委託又は請け負わせることが出来る。

1 発信管理者の担当する範囲は次の通りとする。

- ① ホームページの動作確認に関すること
- ② ホームページに掲載する情報の作成、修正、および削除に関すること。
- ③ 会員からの電子メールによる質問、要望等への回答に関すること。

2 発信管理者は、会員に対し最新の情報を提供するため、本細則に定められた範

囲内において、「ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図面、写真、音声、動画等の総称」（以下「コンテンツ」）を作成する。

第5条（情報の継続）コンテンツの充実を図り、継続していくため、発信管理者が責務を確実に達成することができるよう、役員会の責任において補佐しなければならない。

第6条（業務の委託）

会長は必要に応じ、役員会の議を経て、班長会議又は総会で承認を得た後、自治会外部の個人もしくはホームページ画面作成制作会社に業務委託および業務を請け負わせることができる。

### 第3章 情報の管理

第7条（情報の種類）ホームページに掲載する情報の範囲は次の通りとする。

- 1 基本情報（自治会名、所在地、電話番号）
- 2 自治会運営に関する事項で、年間行事計画、年間活動報告、毎月発行の「お知らせ」、会員への依頼事項・連絡事項、会員からの依頼・要望事項で会員全般に係わる事項、その他。
- 3 自治会組織に関する事項で、主として自治会会則・諸細則。
- 4 自治会の周辺情報（市役所の情報、防犯防災情報、各種広報誌、他）
- 5 その他、自治会及び会員にとって親睦及び有益となり得る情報

第8条（情報発信）情報は毎月の「お知らせ」発行と合わせ、一回／月の頻度で掲載内容を更新することを原則とし、その他必要に応じ最新情報を会員に提供できるよう努めること。なお、コンテンツの構成を大幅に変更する場合は、管理責任者の承認を得ること。

第9条（ホームページ運営会議）管理責任者は定期的にホームページ運営が適切に運用されていることを確認するために運用管理責任者及び発信管理者、ホームページ専門部員、その他自治会役員を入れホームページ運営会議を開催すること。なお、会議には必要により会員の有志の参加を求め、会員の要望を入れるよう努めること。

第10条（発信制限情報）次のいずれかに該当する情報は、ホームページに掲載してはならない。

- 1 個人情報。但し、掲載する必要がある場合は、第11条の規定に従う。
- 2 第三者を誹謗、中傷、第三者に不利益等をもたらす情報。
- 3 人権侵害、差別又は名誉毀損となる情報。
- 4 営利を目的とした情報。
- 5 特定の政党、宗教団体等の宣伝、布教を目的とした情報。

- 6 法律や公共の福祉に反する情報。
- 7 自治会会則に反する情報。
- 8 その他、管理責任者が不適切と判断した情報。

第11条（個人情報等の制限）個人情報に関わる内容の掲載については、別に定めた「個人情報取扱細則」を順守し次の通りとする。

- 1 個人名の掲載は自治会役員、区長、班長、選挙管理委員、事務局員、主任児童員及び民生員（兼ねる児童員）とし、それ以外の個人名の掲載については、必要最小限に留めることとする。なお、当該本人が承諾した場合はその限りではない。
- 2 住所、電話番号及び電子メールアドレス、生年月日等の個人情報は、本人の承諾のないものは掲載しない。なお、当該本人が事前承諾した場合は、その限りでない。
- 3 イベント等の写真・映像等は、当該本人の不利益にならないことが明らかな場合を除き掲載してはならない。また、撮影時に事前に告知等を行うなどプライバシーにも配慮をすること。
- 4 掲載後の個人情報について本人から訂正又は削除の申し出があった場合は、速やかに訂正又は削除をしなければならない。

第12条（知的所有権の保護）作者が限定されるコンテンツや著作権等に係る知的所有物をホームページに掲載する場合は、必ず知的所有者の同意を得た上でを行い、著作権及び肖像権等の侵害に当たらないよう留意しなければならない。

第13条（データの管理）自治会関連データへは、自治会役員及び事務局員がアクセスすることが出来る。その他の人がアクセスする場合は、次により管理責任者の了解を得ること。

- 1 自治会関連のデータを記録した記録媒体の管理については、外部への漏洩および紛失の防止を図るため、運用管理責任者の指示のもと、事務局員又はホームページ専門部員が保管管理する。
- 2 外部に公開出来ない情報については、アクセス制御等を行いパスワード管理の徹底を図り、自治会外部への情報漏洩が発生しないように努めること。

第14条（電子メール）会員からのホームページに関する意見、要望の受付が出来る電子メールの仕組みを次により準備する。

- 1 電子メールは所在の明確化、意見に対する対応策のフォローアップを充実させるために記名式にする。
- 2 質問、要望等への回答に当たっては、発信管理者は、運用管理責任者の承認を得ること。

第15条（機器類の管理）運用管理責任者は、「パソコン等の機器類、ネットワーク、ソフトウェア」（以下「機器類」）の利用に対して、次のことの徹底をはかること。

- 1 ホームページへの外部からの不正侵入に対する防御を行う等、セキュリティ対策を行う。
- 2 ホームページをインターネット上に配信するためにコンテンツをアップロードするための「機器類」について管理する。

#### **第4章 雑則**

第16条（その他）この細則に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は役員会にてその都度検討し、別に定める。

第17条（ホームページの普及）管理責任者は、ホームページの普及を図るため、会員の希望に応じ、自治会ホームページの仕組みや閲覧方法等についての説明会開催等に努めること。

#### **付 則**

第18条（実施）この細則は平成27年6月21日から実施する。